

令和2年3月24日

工事写真（提出写真）の簡素化について （愛媛県木造住宅耐震改修促進事業費補助工事写真撮影マニュアルの改正）

木造住宅耐震改修補助事業に係る工事写真については、標記マニュアルに基づき、撮影を行い、補助事業の完了報告時に提出をいただいているところですが、提出写真について下記のとおり簡素化しました。

記

改正後（別添改正後マニュアルのとおり）

《提出写真※》※補助事業の完了報告時に求める写真 工事写真の抜粋。（下表に示す程度で可。）

補強工事箇所	工事着手前	工事施工中			工事完了後 （仕上げ完了時）	備考
		補強要素	補強要素施工中	補強要素完了時		
壁補強 （構造用合板＋筋かい）	○	構造用合板	-	○ （各箇所）	○	各箇所かつ補強要素ごと（兼用可）
筋かい		-	○ （各箇所）			
金物補強		金物 （柱頭、柱脚など）	-	○	○	全箇所の施工が確認できること （施工が確認できる場合は、壁補強工事の提出写真で兼ねることができる。）
基礎補強		基礎	○ （各箇所）	-		
その他の補強		その他	○ （各箇所）	-		

—提出不要 ○提出必要

※工事写真（撮影写真）については、従来通り、全ての補強工事箇所（屋根、基礎、全金物含む）の、工事着手前、工事施工中、工事完了後（仕上げ完了）の写真が必要となります。

※写真で確認できない箇所（構造用合板の釘ピッチ、筋かいの厚さ、金物施工等）については、工事監理者が責任を持って確認し、施工事業者への指導をお願いします。